

1 審査会の結論

審査請求人の公開請求に係る「みどり公園・水辺課職員が平成28年2月10日(水)午後5時33分及び平成28年2月12日(金)午後2時08分にe-mailで送信してきた「市が進める高村公園で進めているという意味 法適用共用用具庫」について、市と高村公園の利用団体との間で「その後の話を記した報告書=議事録」の写し。」(以下「本件文書」という。)について、平塚市長(以下「実施機関」という。)が行った行政文書公開拒否決定(以下「本件処分」という。)は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、審査請求人が実施機関に対して行った本件文書の公開請求について、実施機関が平成31年3月6日付けで行った本件処分を取り消し、文書を公開せよというものである。

3 審査請求に至る経緯

- (1) 審査請求人は、平成31年2月28日に本件文書の公開を、平塚市情報公開条例(平成14年条例第24号。以下「条例」という。)第9条第1項の規定に基づき、実施機関に請求した。
- (2) 実施機関は、本件文書を作成していないため、文書不存在であることを理由として本件処分を行い、平成31年3月6日付けで審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、本件処分に不服があるとして、平成31年3月26日、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

4 審査請求人の主張

審査請求人が、審査請求書、意見書及び口頭での意見聴取において主張する内容は、ほぼ以下のとおりであると認められる。

- (1) 法適用共用用具庫(以下「共用用具庫」という。)の設置について、実施機関が費用の全額を負担することには不公平感があり、個人の公園利用者からは理解が得られないので、高村公園の利用団体(以下「団体」という。)にも応分の負担を求めるべきである。これに関連して、団体との協議をした際の文書を残しているはずだが、文書不存在としているのは隠蔽の疑いがある。
- (2) 実施機関が共用用具庫の設置に係る予算要求について、課内で又は団体と協議したこ

とについても、何等かの文書を残しているはずである。

- (3) 実施機関と団体で協議は行ったが文書を作成していないならば、口頭の事務処理を日常的に行っている可能性が高く、公務員として妥当な行為なのか審査してほしい。

5 実施機関の主張

実施機関が、行政文書公開拒否決定通知書、弁明書及び口頭での意見聴取において主張する内容は、ほぼ以下のとおりであると認められる。

- (1) 「実施機関が本件事案に関する重要文書を隠蔽している」との審査請求人の主張のうち、「隠蔽している」は否認する。共用用具庫の設置については、団体が費用負担する旨の協議をしておらず、文書は存在しないため本件処分を行った。
- (2) 実施機関が共用用具庫の設置に係る予算について協議し、その協議したことを文書として残しているかについては、本件審査請求の内容から逸脱していると考ええる。

6 審査会の判断

(1) 用具庫の設置に係る法令と現状について

本件に係る用具庫は、高村公園南東部に大小5つある用具庫のうち、1つの団体が清掃、広場整備、安全管理に必要な用具を収納しているものであり、都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第2項第8号及び同法施行令第5条第7項の規定により、「公園施設」の1つである「倉庫」に該当するものと判断できる。

実施機関は、都市公園の管理者として用具庫を設置することができるほか、同法第5条の規定に基づき、都市公園の管理者以外の者に用具庫の設置を許可することができる。令和元年9月25日、当審査会として実地に検分(以下「実地検分」という。)した際、本件に係る用具庫は、実施機関から許可を得て団体が設置し、その費用を負担したことについて、団体代表に確認している。

実施機関によれば、用具庫は複数回にわたって当初の目的と異なる形で使われており、その都度是正を指導してきた。このような経過の中で、他の用具庫の収納物も含めて、実施機関が設置する1つの用具庫にまとめて管理することを計画し、平成30年度予算案に共用用具庫の設置費用を計上すべく予算要求を行ったが、予算化に至らなかった。実地検分の際、用具庫が従前のままとされていることを確認している。

(2) 本件の争点について

本件に係る争点は、次の点であると判断する。

ア 本件文書の存否

イ 予算について課内で協議をしたことの文書の本件文書該当性

ウ 本件に係る行政対応の妥当性

(3) 本件文書の存否

本件処分は公開請求に係る行政文書の全部の公開を拒否したものであるが、その際は、条例第10条第3項の規定に基づき、その理由を併せて通知することになっている。本件処分の理由は、「該当文書を作成していないため、文書不存在」である。

このことについて、実施機関に意見聴取をした際に、平成30年から31年までの用具庫に関する担当者のメモが提出されたが、団体と応分の負担について協議した記録はなかった。

さらに、実地検分の際、団体代表に対して実施機関との応分の負担に係る協議の有無について聴取したところ、協議の事実はなかったことを確認した。

これらのことにより、実施機関からも団体からも、応分の負担について協議したことがないという回答を得られたため、本件文書は存在しないと判断する。

(4) 予算について課内で協議をしたことの本件文書該当性

審査請求人は、予算の課内協議をしたことに係る文書についても公開すべきだと、意見書で初めて触れているが、本件文書は、あくまで実施機関と団体との間での話合いの記録であり、予算の課内協議に係る文書は本件文書に該当しないと考える。

(5) 本件に係る行政対応の妥当性

審査請求人は、実施機関が共用用具庫の設置費用の全額を負担することには不公平感があり、個人の公園利用者からは理解が得られないので、団体にも応分の負担を求めるべきであり、それについて協議をしているはずだが、その文書を作成していないならば、口頭の事務処理を日常的に行っている可能性が高く、公務員として妥当な行為なのか審査してほしいと主張しているが、この点については当審査会が判断すべき事項ではない。

以上の理由により、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

7 審査会の経過

別紙「審査会の経過」のとおりである。

付 言

・行政文書作成の意義

本件処分については、実施機関と団体との間で協議がなかったことから、文書が存在でないとすることについて問題はない。しかし、本件文書の存否の参考資料として意見聴取の際に提出された、平成30年から31年までの用具庫に関する担当者のメモの内容は、本来行政文書として残しておくべきものとする。

このメモが、応分の負担について協議していないことの証明の一助となり、その内容から、用具庫が複数回にわたって当初の目的と異なる形で使われていて、他の用具庫に入っているものも含めて、実施機関が設置する共用用具庫にまとめて管理することを計画した経緯

が明らかになったことからしても、条例第26条の「実施機関は、第1条に規定する市民に対する市政についての説明責任を尽くし、もって適正に行政目的を達成するため、その所管する行政事務に関し、適切かつ確実に行政文書を作成(中略)するように努めなければならない。」との規定に基づき、担当者のメモではなく行政文書とすることで、経緯や過程を明らかにして説明責任を果たすべきであることを付言する。

別紙 審査会の経過

年月日	会議名	審査会の経過
平成31年3月26日		審査請求
平成31年4月22日		実施機関に弁明書の提出を依頼
令和元年5月20日		弁明書を受理
令和元年6月10日		諮問書を受理
令和元年6月12日		審査請求人に弁明書の写しの送付及び意見書の提出を依頼
令和元年6月17日		意見書を受理、写しを実施機関に送付
令和元年7月10日	第113回情報公開審査会	意見書までの報告
令和元年8月6日	第114回情報公開審査会	実施機関、審査請求人からの意見聴取
令和元年9月25日	第115回情報公開審査会	調査、審議
令和元年10月16日	第116回情報公開審査会	審議、答申